

西宮市都市型軽費老人ホーム居住費負担軽減補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第9号。以下「基準条例」という。）第34条に規定する都市型軽費老人ホームに低額な料金で入居することができるよう、基準条例第39条で準用する第16条第1項第3号に規定する居住に要する費用（以下「居住費」という。）の減免を行った社会福祉法人に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年西宮市規則第81号）に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象となる都市型軽費老人ホーム)

第2条 別表1に定める都市型軽費老人ホームにおいて次の各号に定める居住費の設定及び支払い方式とした場合に当該施設の設置者（以下「設置者」という。）に補助金の交付を行う。

- (1) 居住費を月額42,500円以下とする。
- (2) 居住費は月毎の分割支払い方式とする。

(補助金額)

第3条 補助金は、予算の範囲内において別表2に定める補助金額（月額）を上限として減免した居住費の額に相当する額を交付する。ただし、補助金の交付は、当該都市型軽費老人ホームに最初に入所する日までの1ヵ年以上本市に住民登録を有する入居者に居住費を減免した場合に交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、西宮市立軽費老人ホーム雅楽荘を退所し、ケアハウスローズガーデン甲子園へ転所した入居者は、予算の範囲内において別表3に定める補助金額（月額）を上限として減免した居住費の額に相当する額を交付する。ただし、入居者が生活保護法の被保護者になった場合は、この要綱による補助金の交付を受けることができないこととする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者は、毎年度、市長が定める日までに補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は事業概要書
- (2) 補助金所要額調書
- (3) 補助金所要額内訳書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交

付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、補助金等不交付決定通知書により設置者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付を決定する場合については、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この要綱により交付される補助金は、当該入所者にかかる居住費負担の軽減に充当すること
- (2) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること

(交付決定額の変更)

第7条 補助金の決定を受けた設置者は、補助金の交付決定額の変更申請をしようとするときは、補助事業等変更等申請書に第4条に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 2 第5条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合について準用する。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた設置者は、補助金等交付請求書に補助金等交付決定通知書の写しほか市長が必要と認める書類を添付して請求するものとする。

- 2 市長は前項の規定により請求があった場合は、概算払いにより補助金を交付するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、当該年度の事業が完了した後1ヵ月以内に、補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 補助金精算内訳書
- (3) 収支決算書

(交付決定額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書を審査し、適正に事業が実施されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書により、設置者に通知するものとする。

- 2 市長は補助金の交付額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助事業を市の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき
- (4) 補助事業に関して詐欺その他不正行為を行ったとき
- (5) その他法令、条例若しくはこの規則又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の規定は交付すべき補助金の額の確定があつた場合においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の取消しを決定した場合においては、補助金等返還命令書により、当該取消しに係る部分について、補助金の返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、第7条第1項の規定により変更を承認し、既に交付している補助金を返還させる場合及び第10条の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において既にその額を超えて交付されている補助金を返還させる場合について準用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする

付 則

この要綱は、平成26年4月7日から実施する。

付則

この要綱は、平成28年3月1日から実施する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(別表1)

都市型軽費老人ホームの名称	所在地
ケアハウス愛和	今津港町3番11号
ケアハウスローズガーデン甲子園	甲子園九番町10番50号

(別表 2)

対象収入による階層区分	補助金額 (月額)
生活保護法による被保護者	0 円
1, 200, 001 円以上	0 円
1, 000, 001 円以上 1, 200, 000 円以下	17, 500 円
900, 001 円以上 1, 000, 000 円以下	25, 000 円
900, 000 円以下	32, 500 円

対象収入は、平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号厚生労働省老健局長通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」別表Ⅱ-1(注1)(注2)を適用する。

月の途中で入所または退所した場合、当該月の補助金額は次により算定した額とする。

$$\text{補助金額 (月額)} \times \frac{\text{当該月の実入所日数}}{\text{当該月の実日数}} \quad (\text{円未満切り捨て})$$

(別表 3)

西宮市立雅楽荘退所時の使用料 (月額)	補助金額 (月額)	
	4 月～10 月	11 月～3 月
58, 600 円	38, 710 円	40, 780 円
62, 000 円	35, 310 円	37, 380 円

月の途中で入所または退所した場合、当該月の補助金額は次により算定した額とする。

$$\text{補助金額 (月額)} \times \frac{\text{当該月の実入所日数}}{\text{当該月の実日数}} \quad (\text{円未満切り捨て})$$